



共済掛金の納入は 口座振替で

県農業共済組合ではこれまでも掛金の現金払いや口座振込を利用する組合員の皆様に口座振替への移行を勧めてきましたが、今回改めて全面的に切り替えることを呼びかけていくことにしました。組合員の皆様にご理解とご協力をお願い致します。

1 コンプライアンス 基本方針

県農業共済組合は、国の農業災害対策の重要な柱であります農業災害補償制度の実施主体として公共的な性格を有しており、その使命を果たすための社会的責任を負っています。このため、一般の民間企業以上のコンプライアンス（法令等順守）が求められています。平成18年11月6日にコンプライアンス基本方針を定め、社会的な信頼を損ねることのないように事業運営を行っています。

2 口座振替への背景

農林水産省から不祥事防止対策の一環として、農業共済事業に加入する際の共済掛金等の支払い方法について、今後は原則として口座振替にするように指導通知がありました。

3 口座振替への方法

- (1) 組合員に趣旨を十分理解していただき、共済掛金の納入を原則、口座振替でお願いします。
- (2) 金融機関の設置状況や金融手数料などの地域や組合員の事情により、やむを得ず共済掛金を現金払いや口座振込を継続する場合には農業共済組合が正式に定めた領収書を発行いたします。また、後日行います引受内容の確認調査への協力をお願いすることがあります。

4 最後に

以上のように不祥事防止対策が示されましたが、農業共済組合としてはあくまでも加入していただく組合員の意向を尊重することが大切と考えています。

組合もコンプライアンス研修会を行い、職員の意識改革を進め不祥事の生じない環境づくりを行い、今後とも組合員に信頼される事業運営に努めていきたいと考えています。